

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月22日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町規則第28号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年津幡町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第2条第3号ア（イ）」を「第2条第5号ア（イ）」に改める。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

第17条の見出し中「請求手続」を「請求等の手続」に改め、同条第1項中「承認の請求」の次に「、同条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）」を加え、「部分休業承認請求書（様式第5号）」を「部分休業簿」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、職員の給与、旅費、服務、福利厚生等に係る情報の処理及び管理を行うための情報システムによるものをいう。）をもって請求することができるときは、部分休業簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理に供されるものをいう。）により行うものとする。

第17条に次の1項を加える。

4 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第21条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求

めることができる。

第18条中「定められている非常勤職員で」を「定められている非常勤職員のうち、」に改め、
「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」
を削る。

様式第3号中「第9条の3」を「第9条の2」に改める。

様式第5号を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。